

令和7年2月25日開会

令和7年3月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第3号	令和6年度寝屋川市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議案第4号	令和6年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第5号	令和6年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第6号	令和6年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第7号	包括外部監査契約の締結	1
議案第8号	財産の取得	2
議案第9号	寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例の制定	3
議案第10号	寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正	7
議案第11号	寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	9
議案第12号	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正	11
議案第13号	寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正	34
議案第14号	寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部改正	36
議案第15号	寝屋川市手数料条例の一部改正	39
議案第16号	寝屋川市立保健福祉センター条例の一部改正	114

番 号	案 件	頁
議案第 17 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	116
議案第 18 号	寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正	118
議案第 19 号	寝屋川市立ターミナル施設駐車場条例の制定	126
議案第 20 号	寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正	131
議案第 21 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定	133
議案第 22 号	令和 7 年度寝屋川市一般会計予算	別冊
議案第 23 号	令和 7 年度寝屋川市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 24 号	令和 7 年度寝屋川市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 25 号	令和 7 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 26 号	令和 7 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
議案第 27 号	令和 7 年度寝屋川市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	別冊
議案第 28 号	令和 7 年度寝屋川市水道事業会計予算	別冊
議案第 29 号	令和 7 年度寝屋川市下水道事業会計予算	別冊
議案第 30 号	市道の廃止	137
議案第 31 号	市道の認定	138

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結

次のとおり包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により議決を求める。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- 1 契約期間の始期 令和7年4月1日
- 2 契 約 金 額 10,868,000円を上限とする額
- 3 契約の相手方 住所
氏名 西尾和則
資格 弁護士

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 寝屋川市立中学校の教師用教科書等 |
| 2 財産の概要 | (1) 教師用教科書 2,036冊
(2) 教師用指導書 717冊 |
| 3 取得目的 | 令和7年度における寝屋川市立中学校の教師用教科書等を、当該教師に給与するため |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 取得価格 | 金 39,075,926 円
(内消費税及び地方消費税の額 3,448,200 円)
※教師用教科書 (1,145,726 円) は非課税 |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府寝屋川市豊野町13番19号
有限会社中村興文堂
代表取締役 中村雅彦 |

寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例の制定

寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市地域コミュニティ活性化推進条例

寝屋川市では、自治会や地域協働協議会による地域活動を中心とした、見守り活動をはじめとする地域住民の福祉、防災・防犯などの様々な取組が、市の発展に大きく寄与してきました。

しかし、高齢化の進行に加え、生活様式や価値観の多様化に伴い、地域住民の自治会への加入及び地域活動への参画・参加の減少や担い手不足が生じ、地域のつながりが希薄になるなど、地域活動は過渡期を迎え、地域コミュニティの活力が低下することによる共助の意識や安全・安心な暮らしへの影響が危惧されています。

また、近い将来、高い確率で南海トラフ地震の発生が予測されており、大規模災害時には公助に限界があり、子どもから高齢者まで地域住民の命を守り被害を最小限にとどめるためには、地域コミュニティにおける共助が必要不可欠となります。

今後も、誰もが安全に安心して暮らし続けていくためには、自治会や地域協働協議会によるこれまでの地域活動を踏まえ、共働き世帯や高齢者の方々を含む多くの地域住民が、各人の生活のゆるす限りにおいて地域活動に参画・参加するなど、地域の絆を育み、平常時から地域で支え合うことの意義を十分に理解し、地域コミュニティの活性化を推進していかなければなりません。

寝屋川市は、自治会や地域協働協議会が地域活動の中心となって各般の地域課題の解決を図ることを基本に、将来にわたり地域住民が支え合い、安全に安心して暮らすことができる持続可能な地域コミュニティを実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、共助の重要性を踏まえ、地域住民の自治会への加入その他地域活動への参画・参加を促進すること等により、地域コミュニティの活性化

を推進し、もって地域住民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 寝屋川市内の一定の区域に居住する者の地縁に基づいて形成された団体であって、現に地域活動を行っているものと認められるものをいう。
- (2) 地域協働協議会 寝屋川市立の各小学校の通学区域を単位に、当該区域内における自治会その他各種地域団体（現に様々な地域活動を行っている各種の団体をいう。以下同じ。）及び地域住民をその構成要素として設立された団体であって、自らも現に地域活動を行っているものと認められるものをいう。
- (3) 地域コミュニティ 寝屋川市内の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。
- (4) 地域活動 良好な地域コミュニティの維持及び活性化に資する地域的な共同活動をいう。

(地域住民の役割)

第3条 地域住民は、地域コミュニティの重要性を理解するとともに、当該地域コミュニティを構成する一員であることを自覚し、その居住する地域の自治会への加入や当該地域における地域活動への参画・参加に努めるものとする。

(自治会及び地域協働協議会の役割)

第4条 自治会は、地域コミュニティの中心として、地域住民相互の助け合い・支え合いを促進するとともに、地域住民の価値観及び自主性を尊重しつつ、主体的に地域活動を行うよう努めるものとする。

2 地域協働協議会は、自治会その他各種地域団体が行う地域活動について総合的な調整を図るとともに、各般の地域課題の解決及び魅力ある地域づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 自治会及び地域協働協議会は、その活動及び運営における透明性の向上を図るとともに、地域住民が参画・参加しやすい開かれた組織運営を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者(寝屋川市内において事業を行う者をいう。)は、地域コミュニティを構成する一員として、その事業所が所在する地域における地域活動に積極的に参画・参加し及び協力するよう努めるものとする。

第6条 寝屋川市内において住宅の建築等(建築、販売、賃貸又は管理(これらの代理又は媒介を含む。)をいう。)を行う事業者は、住宅の建築等をするに当たっては、当該住宅に入居する者に対し、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報(自治会への加入の促進に資する情報を含む。)を提供するよう努めるものとする。

(寝屋川市の役割等)

第7条 寝屋川市は、地域コミュニティの維持及び活性化を図るために必要な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 寝屋川市は、自治会及び地域協働協議会が地域住民の安全・安心な暮らしに果たす役割に鑑み、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 地域住民の自治会への加入並びに自治会及び地域協働協議会による地域活動への参画・参加を促進するため必要な広報その他の啓発活動を行うこと。

(2) 自治会及び地域協働協議会との間において、適宜、必要な情報の提供及び意見の交換を行うこと。

(3) 自治会及び地域協働協議会に対し、地域コミュニティの維持及び活性化に必要な補助金又は交付金の交付等の財政上の措置を講ずるよう努めること。

3 寝屋川市は、その事務又は事業の実施に当たって自治会又は地域協働協議会(その構成要素である各種地域団体を含む。)に協力を依頼する場合には、これらの負担が過重にならないよう配慮するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例 の一部改正

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例（平成7年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「同項に規定する」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は日常生活を営むのに支障がある者（規則で定める者に限る。）を介護する職員について、規則で定めるところにより、正規の勤務時間以外の時間における勤務を制限する措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 11 号

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例 の一部改正

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年寝屋川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「次項の」を「次項各号に掲げる」に、「同項」を「前項」に改め、「(その職務の級が7級以上である者にあつては、3号給)」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当する場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳を超える職員(次号に掲げる職員を除く。)特に良好である場合
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員 特に良好である場合

第9条第5項中「前4項に規定する」を「職員の」に改め、同条第6項中「に定める」を「に規定する」に、「について」を「に関し」に改める。

第13条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」、「(以下「行政職8級職員等」という。))」及び「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に、「により算出した」を「による」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第24条中「、扶養手当」を削る。

第25条の2中「、第14条」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	

24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		

53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			

82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					
104		302,500	352,700					
105		302,700	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,300	353,900					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200						

111		304,600						
112		304,900						
113		305,100						
114		305,300						
115		305,600						
116		306,000						
117		306,200						
118		306,400						
119		306,700						
120		307,000						
121		307,400						
122		307,600						
123		307,900						
124		308,200						
125		308,500						
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額							
	192,000	219,500	219,500	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	291,400	400,300	455,100	549,800
2	293,700	403,000	457,100	555,900
3	296,000	405,600	459,000	561,200
4	298,200	408,100	460,900	566,100
5	300,300	410,500	462,300	570,500
6	303,800	412,700	464,100	574,800
7	307,300	414,800	465,900	578,400
8	310,700	416,900	467,700	581,400
9	314,100	419,000	469,500	583,900
10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	321,000	422,000	473,100	
12	324,400	423,500	474,900	
13	327,800	424,900	476,700	
14	331,300	426,400	478,500	
15	334,700	427,900	480,300	
16	338,100	429,300	482,100	
17	341,500	430,700	483,900	
18	344,600	432,200	485,800	
19	347,700	433,700	487,700	
20	350,800	435,100	489,600	
21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	

24	363, 200	440, 900	496, 800	
25	366, 200	442, 300	498, 400	
26	368, 500	443, 700	500, 200	
27	370, 800	445, 100	502, 000	
28	373, 000	446, 500	503, 600	
29	374, 900	447, 900	505, 000	
30	376, 600	449, 300	506, 700	
31	378, 300	450, 700	508, 500	
32	380, 100	452, 100	510, 200	
33	381, 900	453, 500	511, 700	
34	383, 700	454, 900	513, 000	
35	385, 300	456, 300	514, 300	
36	386, 700	457, 700	515, 600	
37	388, 100	459, 100	516, 600	
38	389, 600	460, 800	517, 900	
39	391, 100	462, 400	519, 200	
40	392, 600	464, 000	520, 500	
41	394, 100	465, 600	521, 500	
42	394, 800	466, 800	522, 300	
43	395, 400	468, 000	523, 100	
44	396, 100	469, 100	523, 900	
45	397, 000	470, 100	524, 800	
46	397, 600	471, 100	525, 600	
47	398, 200	472, 000	526, 400	
48	398, 800	472, 800	527, 100	
49	399, 400	473, 500	527, 900	
50	399, 900	474, 200	528, 700	
51	400, 400	474, 900	529, 400	
52	400, 900	475, 500	530, 300	

53	401,400	476,200	531,200	
54	401,800	476,900	532,000	
55	402,200	477,500	532,900	
56	402,600	478,100	533,800	
57	403,000	478,400	534,600	
58	403,400	479,000	535,500	
59	403,800	479,700	536,400	
60	404,200	480,400	537,100	
61	404,600	480,800	537,900	
62	405,000	481,400	538,800	
63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	
72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800		
75		488,200		
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		

82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削る。

第8条第1項中「第14条」を「第13条」に、「、第16条」を「及び第16条」に改め、「及び第23条」を削り、同条第2項中「及び第22条」を「、第22条第2項及び第23条第2項第1号」に改め、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」を「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第23条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第9条中「第2条第3項及び」及び「、同条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、「とあるのは「寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例」を「とあるのは、「寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

第12条第1項中「、第14条」を削る。

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年寝屋川市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第15条中「、第14条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の給与条例第 13 条の規定の適用については、同条第 1 項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員に対しては、支給しない」と、同条第 2 項中「(5) 終身労務に服することができない程度のある者」

とあるのは 「(5) 終身労務に服することができない程度のある者
(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とものを含む。）」

する」とあるのは「、同項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

(委任)

- 5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2

25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	

54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		

83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					

112	108					
113	109					

イ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1

27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5

56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	

85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

議案第 13 号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の 一部改正

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年寝屋川市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「勤務した日」の次に「(規則で定める日を含む。)」を加える。

第 10 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 8 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例第 10 条第 11 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した寝屋川市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第 14 号

寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部改正

寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員等の旅費に関する条例（平成 14 年寝屋川市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「勤務地」の次に「（任命権者が認める場合には、その住所、居所その他任命権者が認める場所）」を加える。

第 6 条第 1 項中「及び宿泊料」を「、宿泊料及び包括宿泊費」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として、実費額により支給する。

第 8 条及び第 9 条を次のように改める。

第 8 条及び第 9 条 削除

第 12 条第 2 項を次のように改め、同条第 3 項を削る。

2 前項第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするときに限り支給する。

第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（包括宿泊費）

第 16 条の 2 包括宿泊費の額は、当該移動及び宿泊に対する一体の対価として現に支払った実費額による。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

（旅費の返納）

第 21 条の 2 任命権者は、出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 出張者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、任命権者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寢屋川市職員等の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に任命権者が出張命令又は出張依頼を発する出張について適用し、同日前に任命権者が出張命令又は出張依頼を発した出張については、なお従前の例による。

3 新条例第21条の2の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(委任)

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 15 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 号中「第 18 条第 4 項ただし書」を「第 18 条第 5 項ただし書」に改め、同条第 4 号中「第 18 条第 4 項」を「第 18 条第 5 項」に改める。

第 12 条の 2 第 1 号中「申請」の次に「又は同法第 55 条第 1 項の変更の認定の申請（変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画（同法第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）の評価方法（低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画（同法第 56 条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この条において同じ。）が同法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準（以下この条において「技術的基準」という。）に適合するか否かの評価の方法をいう。以下この条において同じ。）が当該低炭素建築物新築等計画の直近の同法第 53 条第 1 項の認定若しくは同法第 55 条第 1 項の変更の認定（以下この条において「認定等」という。）に係る評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）」を加え、「左欄に掲げる新築等をしようとする建築物又は建築物の部分及び同表の」及び「認定を申請する部分の床面積の合計の」を削り、「区分に応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同号の表を次のように改める。

項	区 分			金 額
	認定等の申請に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	非住宅建築物（住宅（人の居住の用の	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	11,300円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	19,400円

みに供する建築物 (共用部分を含む。)以下この条において同じ。)以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。)		のもの		
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	31,400円	
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	93,300円	
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満 のもの	147,400円	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満 のもの	186,100円	
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満 のもの	232,500円	
		50,000 平方メートル以上 のもの	325,300円	
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	103,400円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 のもの	130,800円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	171,400円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満			275,800円	

	のもの	
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	359,300円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	431,300円
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	505,500円
	50,000 平方メートル以 上のもの	654,000円
その他のもの	300 平方メートル未満の もの	265,800円
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 のもの	332,300円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	428,200円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	609,900円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	750,600円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル	886,700円

			未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,011,300円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,260,300円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの		5,900円
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	22,900円
			200 平方メートル以上のもの	24,500円
		誘導基準併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	32,200円
			200 平方メートル以上のもの	35,300円
		その他のもの	200 平方メートル未満のもの	42,300円
			200 平方メートル以上のもの	46,900円
3		共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	23,700円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	52,300円

この条において同じ。)		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	93,300円	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	149,800円	
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	226,300円	
		50,000 平方メートル以上のもの	343,100円	
	その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	40,700円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	68,500円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	121,900円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	183,000円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	333,800円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	562,700円

	50,000 平方メートル以上のもの	985,000円
誘導基準併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	61,600円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	101,800円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	175,300円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	254,900円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	487,700円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	848,100円
	50,000 平方メートル以上のもの	1,533,200円
その他のもの	300 平方メートル未満のもの	82,500円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	135,800円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	229,400円

			のもの	
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	327,600円
			10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	642,400円
			25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	1,134,200円
			50,000 平方メートル以 上のもの	2,082,300円
4	複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項

	<p>の共同住宅等 とみなして認 定等に係る評 価方法の欄及 び床面積の合 計の欄に掲げ る区分に応じ それぞれ右欄 に定める金額 を加算した額</p>
--	--

備考

- 1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の変更の認定の申請（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 2 「共用部分」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この条及び次条において「省令」という。）第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。
- 3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。
 - (1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号において同じ。）
 - (2) 一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）

(3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定
機関

- 4 「モデル建物法」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。
- 5 「誘導仕様基準」とは、省令第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。
- 6 「誘導基準併用法」とは、省令第 10 条第 2 号イ(1)及び省令第 10 条第 2 号ロ(2)又は省令第 10 条第 2 号イ(2)及び省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。
- 7 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。

第 12 条の 2 第 2 号中「第 54 条第 2 項の規定による申出」の次に「(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。)」を加え、「第 5 号の」を「第 6 号の」に改め、同条第 3 号及び第 4 号中「第 54 条第 2 項の規定による申出」の次に「(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。)」を加え、同条第 5 号中「第 54 条第 2 項の規定による申出」の次に「(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。)」を加え、「第 1 号から第 3 号まで及び」を「第 2 号、第 3 号及び」に改め、「第 1 号、」を削り、同条第 6 号中「認定の申請」の次に「(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないもの及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものを除く。)」を加え、「第 1 号の表の左欄に掲げる新築等をしようとする建築物又は建築物の部分及び同表の中欄に掲げる認定を申

請する部分の床面積の合計の区分に応じ、」を「次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ」に改め、「に 0.5 を乗じて得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げた額）」を削り、同号に次の表を加える。

項	区 分			金 額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,400円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	117,000円

		50,000 平方メートル以上のもの	163,400円
その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	52,400円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	66,100円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	86,400円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	138,600円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,400円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	216,300円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	253,500円
		50,000 平方メートル以上のもの	327,700円
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	166,800円

			のもの	
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	214,800円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	305,700円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	376,000円
			10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	444,100円
			25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	506,300円
			50,000 平方メートル以 上のもの	630,800円
2	一戸建て の住宅	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適 合すると認めたもの		3,700円
	そ の 他 の も の	誘導仕様基準 によるもの	200 平方メートル未満の もの	12,200円
			200 平方メートル以上の もの	12,900円
		誘導基準併用 法によるもの	200 平方メートル未満の もの	16,800円
			200 平方メートル以上の もの	18,400円

		その他のもの	200 平方メートル未満のもの	21,800円
			200 平方メートル以上のもの	24,200円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が技術的基準に適合すると認めたもの	300 平方メートル未満のもの	6,400円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	12,600円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	26,900円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	47,400円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	75,500円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	113,900円
			50,000 平方メートル以上のもの	172,200円
			その他のもの	
		誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	21,100円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000円

の

	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	61,700円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	92,200円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	167,500円
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	282,100円
	50,000 平方メートル以 上のもの	493,200円
誘導基準併用 法によるもの	300 平方メートル未満の もの	31,500円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	51,600円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	88,300円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	128,200円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	244,500円

			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	424,800円
			50,000 平方メートル以上のもの	767,300円
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	41,900円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	68,600円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	115,400円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	164,500円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	321,800円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	567,800円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,041,900円
4	複合建築物			

更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額

備考

- 1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 2 第1号の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。

第12条の2中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更（都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この条において同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一であるものを除く。） 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

項	区 分			金 額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	31,400円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	93,300円

		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	147,400円
		10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	186,100円
		25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	232,500円
		50,000 平方メートル以 上のもの	325,300円
そ の 他 の も の	モデル建物法 によるもの	300 平方メートル未満の もの	103,400円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満 のもの	130,800円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	171,400円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	275,800円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	359,300円
		10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	431,300円

			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	505,500円
			50,000 平方メートル以上のもの	654,000円
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	265,800円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	332,300円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	428,200円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	609,900円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	750,600円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	886,700円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,011,300円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,260,300円
2	一戸建て		登録住宅性能評価機関等が軽微な変更	

	の住宅	当すると認めたもの			
		その 他の もの	誘導仕様基準 によるもの	200平方メートル未満の もの	22,900円
				200平方メートル以上の もの	24,500円
		誘導 基準 併用 法 による もの	誘導基準併用 法によるもの	200平方メートル未満の もの	32,200円
				200平方メートル以上の もの	35,300円
		その 他の もの	その他のもの	200平方メートル未満の もの	42,300円
				200平方メートル以上の もの	46,900円
		3	共同住宅 等	登録住宅性能評 価機関等が軽微 な変更該当す ると認めたもの	300平方メートル未満の もの
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	23,700円				
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	52,300円				
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	93,300円				
10,000平方メートル以 上 25,000平方メートル 未満のもの	149,800円				

		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	226,300円
		50,000 平方メートル以上のもの	343,100円
その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	40,700円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	68,500円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	121,900円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	183,000円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	333,800円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	562,700円
		50,000 平方メートル以上のもの	985,000円
		誘導基準併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	101,800円

	のもの	
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	175,300円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	254,900円
	10,000平方メートル以 上 25,000平方メートル 未満のもの	487,700円
	25,000平方メートル以 上 50,000平方メートル 未満のもの	848,100円
	50,000平方メートル以 上のもの	1,533,200円
その他のもの	300平方メートル未満の もの	82,500円
	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満 のもの	135,800円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満 のもの	229,400円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未 満のもの	327,600円
	10,000平方メートル以 上 25,000平方メートル	642,400円

			未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,134,200円
			50,000 平方メートル以上のもの	2,082,300円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項

	の共同住宅等 とみなして書 面の交付を受 けようとする 低炭素建築物 新築等計画の 評価方法の欄 及び書面の交 付を受けよう とする建築物 の床面積の合 計の欄に掲げ る区分に応じ それぞれ右欄 に定める金額 を加算した額
--	--

備考 第1号の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。

(8) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2に規定する書面の交付（当該書面の交付に係る軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一であるものに限る。） 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

項	区 分			金 額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	

1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000平方メートル以上のもの	163,400円
	その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	52,400円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	66,100円
			1,000平方メートル以上のもの	86,400円

	2,000 平方メートル未満のもの	
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	138,600円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,400円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	216,300円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	253,500円
	50,000 平方メートル以上のもの	327,700円
その他のもの	300 平方メートル未満のもの	133,600円
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	166,800円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	214,800円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	305,700円
	5,000 平方メートル以上	376,000円

			10,000 平方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	444,100円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	506,300円
			50,000 平方メートル以上のもの	630,800円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に対応すると認められたもの		3,700円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの 200 平方メートル未満のもの	12,200円
			200 平方メートル以上のもの	12,900円
		その他のもの	誘導基準併用法によるもの 200 平方メートル未満のもの	16,800円
			200 平方メートル以上のもの	18,400円
		その他のもの	200 平方メートル未満のもの	21,800円
			200 平方メートル以上のもの	24,200円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に対応すると認められたもの		
			300 平方メートル未満のもの	6,400円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	12,600円

		のもの	
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	26,900円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	47,400円
		10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル 未満のもの	75,500円
		25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メートル 未満のもの	113,900円
		50,000 平方メートル以 上のもの	172,200円
そ の 他 の も の	誘導仕様基準 によるもの	300 平方メートル未満の もの	21,100円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満 のもの	35,000円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満 のもの	61,700円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	92,200円
		10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メートル	167,500円

	未満のもの	
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	282,100円
	50,000 平方メートル以上のもの	493,200円
誘導基準併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	31,500円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	51,600円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	88,300円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	128,200円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	244,500円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	424,800円
	50,000 平方メートル以上のもの	767,300円
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの
300 平方メートル以上		68,600円

			2,000 平方メートル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	115,400円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	164,500円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	321,800円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	567,800円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,041,900円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物

		の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
--	--	--

備考 第1号の表の備考3から備考7までの規定は、この表についても適用する。

第12条の3中「平成27年法律第53号。」を削り、同条第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、「建

建築物エネルギー消費性能適合性判定（」の次に「法第 11 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。」を加え、「第 12 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に、「第 13 条第 3 項」を「第 12 条第 3 項」に、「非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるとき」を「変更」に改め、「直近の」の次に「法第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 2 項の」を加え、「左欄」を「中欄」に改め、同号の表を次のように改める。

項	区 分				金 額
	判定等に 係る建築 物	判定等に 係る建築 物の用途	判定等に 係る建築 物の評価 方法	床面積の合計	
1	非住宅建 築物（住 宅（人の 居住の用 のみに供 する建築 物（共用 部分を含 む。）以下 この条に おいて同 じ。）以 外の用途 のみに供 する建築 物をいう。 以下この	工場等の みのもの	モデル建 物法によ るもの	300 平方メートル未 満のもの	22,100円
				300 平方メートル以 上 1,000 平方メー トル未満のもの	31,000円
				1,000 平方メートル 以上 2,000 平方メー トル未満のもの	43,800円
				2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	110,300円
				5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メー トル未満のもの	166,000円
				10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの	206,200円

条において同じ。)		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	255,700円
		50,000 平方メートル以上のもの	355,500円
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	26,800円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	36,100円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,000円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	118,000円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	174,500円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	215,500円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	266,500円
		50,000 平方メートル以上のもの	368,600円
その他の	モデル建	300 平方メートル未	101,000円

もの	物法によるもの	満のもの	
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	128,500円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	169,100円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	273,500円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	357,000円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	428,900円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	503,200円
		50,000 平方メートル以上のもの	651,600円
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	263,400円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	329,900円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メー	425,800円

			トル未満のもの	
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	607,600円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	748,300円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	884,400円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,008,900円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,257,900円
2	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	20,600円
			200 平方メートル以上のもの	22,100円
		併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	29,900円
			200 平方メートル以上のもの	33,000円
		その他のもの	200 平方メートル未満のもの	39,900円
			200 平方メートル以上のもの	44,600円
3	共同住宅等（共同住	仕様基準	300 平方メートル未満	38,400円

宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）	によるもの	のもの	
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	66,200円
		2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メー トル未満のもの	119,600円
		5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メー トル未満のもの	180,700円
		10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの	331,500円
		25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの	560,400円
		50,000 平方メートル 以上のもの	982,600円
併用法に よるもの	によるもの	300 平方メートル未満 のもの	59,300円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	99,500円
		2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メー トル未満のもの	173,000円
		5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メー	252,600円

	ル未満のもの	
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	485,400円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	845,800円
	50,000 平方メートル以上のもの	1,530,900円
その他のもの	300 平方メートル未満のもの	80,200円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	133,500円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	227,100円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	325,300円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,131,900円
	50,000 平方メートル以上のもの	2,080,000円

4	<p>複合建築物（住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして判定等に係る建築物の用途の欄、判定等に係る建築物の評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして判定等に係る建築物の用途の欄、判定等に係る</p>
---	---	--

		建築物の評 価方法の欄 及び床面積 の合計の欄 に掲げる区 分に依りそ れぞれ右欄 に定める金 額を加算し た額
--	--	---

備考

- 1 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積を加えた面積とする。
- 3 「共用部分」とは、省令第 4 条第 3 項第 1 号に規定する共用部分をいう。
- 4 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。
- 5 「モデル建物法」とは、省令第 1 条第 1 項第 1 号口の基準に適合することを確認することをいう。
- 6 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号に定めるところによる。
- 7 「仕様基準」とは、省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分（共用部分を除く。）が適合することを確認することをいう。

8 「併用法」とは、省令第1条第1項第2号イ(1)及び省令第1条第1項第2号ロ(2)又は省令第1条第1項第2号イ(2)及び省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。

第12条の3第2号中「第37条」を「第32条」に、「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同号の表中

「	1,000 平方メートル未満のもの	19,000 円	を	300 平方メートル未満のもの	11,300 円	に、
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	19,400 円	

「30,700円」を「31,400円」に、「91,600円」を「93,300円」に、「144,900円」を「147,400円」に、「182,900円」を「186,100円」に、「228,600円」を「232,500円」に、「319,900円」を「325,300円」に、「6,100円」を「6,400円」に、「10,100円」を「10,400円」に、「16,000円」を「16,400円」に、「46,400円」を「47,400円」に、「73,100円」を「74,400円」に、「92,100円」を「93,800円」に、「114,900円」を「117,000円」に、「160,600円」を「163,400円」に改め、同表備考第2項中「備考5」を「備考6」に改め、同条第3号中「第11条」を「第13条」に、「第1号」を「次」に、「左欄」を「中欄」に改め、「に0.5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）」を削り、同号に次の表を加える。

項	区 分				金 額
	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築	変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築	

	物	物の用途	物の評価方法		
1	非住宅建築物	工場等のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	11,800円
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	16,200円
				1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,600円
				2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	55,900円
				5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	83,700円
				10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	103,800円
				25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	128,600円
				50,000 平方メートル以上のもの	178,400円
				その他のもの	300 平方メートル未満のもの
				300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未	18,700円

		満のもの	
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	25,700円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	59,700円
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	88,000円
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	108,500円
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	134,000円
		50,000平方メートル以上のもの	185,000円
その他のもの	モデル建物法によるもの	300平方メートル未満のもの	51,200円
		300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	64,900円
		1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	85,300円
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル	137,500円

	ル未満のもの	
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,200円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	215,200円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	252,300円
	50,000 平方メートル以上のもの	326,500円
その他のもの	300 平方メートル未満のもの	132,400円
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	165,700円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	213,600円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	304,500円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	374,900円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メー	442,900円

			トル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	505,200円
			50,000 平方メートル以上のもの	629,700円
2	一戸建ての住宅	仕様基準によるもの	200 平方メートル未満のもの	11,000円
			200 平方メートル以上のもの	11,800円
		併用法によるもの	200 平方メートル未満のもの	15,700円
			200 平方メートル以上のもの	17,200円
		その他のもの	200 平方メートル未満のもの	20,700円
			200 平方メートル以上のもの	23,000円
3	共同住宅等	仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	19,900円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	33,800円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	60,500円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル	91,100円

	ル未満のもの	
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	166,400円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	280,900円
	50,000 平方メートル以上のもの	492,000円
併用法によるもの	300 平方メートル未満のもの	30,400円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,500円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	87,200円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	127,000円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	243,300円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	423,600円
	50,000 平方メートル以上のもの	766,200円

	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	40,800円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	67,500円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	114,300円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	163,400円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	320,700円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	566,600円
		50,000 平方メートル以上のもの	1,040,700円
4	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受け

ようとする
建築物の用途の欄、変更の判定に係る建築物又は書面の交付を受けようとする建築物の評価方法の欄及び変更の判定に係る建築物の部分又は書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみ

なして変更
の判定に係
る建築物又
は書面の交
付を受けよ
うとする建
築物の用途
の欄、変更の
判定に係る
建築物又は
書面の交付
を受けよう
とする建築
物の評価方
法の欄及び
変更の判定
に係る建築
物の部分又
は書面の交
付を受けよ
うとする建
築物の床面
積の合計の
欄に掲げる
区分に応じ
それぞれ右
欄に定める
金額を加算
した額

備考 第1号の表の備考1及び備考4から備考8までの規定は、この表について

ても適用する。

第12条の3第4号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号の表中「(住宅(人の居住の用のみに供する建築物(共用部分を含む。))以下この条において同じ。))以外の用途のみに供する建築物をいう。以下この条において同じ。))」を削り、「11,000円」を「11,300円」に、「19,000円」を「19,400円」に、「30,700円」を「31,400円」に、「91,600円」を「93,300円」に、「144,900円」を「147,400円」に、「182,900円」を「186,100円」に、「228,600円」を「232,500円」に、「319,900円」を「325,300円」に、「99,200円」を「101,000円」に、「126,300円」を「128,500円」に、「166,200円」を「169,100円」に、「269,000円」を「273,500円」に、「351,100円」を「357,000円」に、「421,900円」を「428,900円」に、「495,000円」を「503,200円」に、「641,100円」を「651,600円」に、「259,000円」を「263,400円」に、「324,500円」を「329,900円」に、「418,900円」を「425,800円」に、「597,700円」を「607,600円」に、「736,200円」を「748,300円」に、「870,100円」を「884,400円」に、「992,600円」を「1,008,900円」に、「1,237,700円」を「1,257,900円」に、「5,600円」を「5,900円」に改め、同表2. 一戸建ての住宅 その他のものの項を次のように改める。

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	200平方メートル未満のもの	20,600円
		200平方メートル以上のもの	22,100円
	誘導基準併用法によるもの	200平方メートル未満のもの	29,900円
		200平方メートル以上のもの	33,000円
	その他のもの	200平方メートル未満のもの	39,900円
		200平方メートル以上のもの	44,600円

第12条の3第4号の表中「(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。))」を削り、「23,200円」を「23,700円」に、「51,400円」を「52,300円」に、「91,800円」を「93,300円」に、「147,700円」を「149,800円」に、「223,500円」を「226,300円」に、「339,400円」を「343,100円」に改め、同表2. 一戸建ての住宅 その他のものの項を次のように改める。

円」に改め、同表3 共同住宅等 その他のものの項を次のように改める。

その他のもの	誘導仕様基準によるもの	300平方メートル未満のもの	38,400円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	119,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	180,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	331,500円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	560,400円
		50,000平方メートル以上のもの	982,600円
誘導基準併用法によるもの	誘導基準併用法によるもの	300平方メートル未満のもの	59,300円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	99,500円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	173,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	252,600円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	485,400円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	845,800円
		50,000平方メートル以上のもの	1,530,900円
その他のもの	その他のもの	300平方メートル未満のもの	80,200円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	133,500円

	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	227,100円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	325,300円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,131,900円
	50,000 平方メートル以上のもの	2,080,000円

第 12 条の 3 第 4 号の表中「(住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同表備考第 1 項中「(共同住宅等又は複合建築物であって、当該建築物について省令第 4 条第 3 項第 2 号の規定により住宅の用途に供する部分の設計一次エネルギー消費量を算出する場合(以下この条において「共同住宅等の共用部分を評価しない場合」という。))については、当該認定等に係る建築物の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)」を削り、「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、「(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)」及び「(共同住宅等の共用部分を評価しない場合については、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分に係る住宅共用部分の床面積を除いた床面積)」を削り、同表備考第 4 項中「備考 5」を「備考 6」に改め、同項を同表備考第 6 項とし、同表備考第 3 項の次に次の 2 項を加える。

4 「誘導仕様基準」とは、省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)が適合することを確認することをいう。

5 「誘導基準併用法」とは、省令第 10 条第 2 号イ(1)及び省令第 10 条第 2 号ロ(2)又は省令第 10 条第 2 号イ(2)及び省令第 10 条第 2 号ロ(1)の基準に住宅の用途に供する部分が適合することを確認することをいう。

第 12 条の 3 第 5 号及び同号ア中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に改め、同号イ中「第 36 条第 1 項」を「第 31

条第1項」に、「前号」を「第10号」に、「左欄」を「中欄」に改め、「に0.5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）」を削り、同条第6号及び同号ア中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同条第10号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第4号」を「次」に、「左欄」を「中欄」に改め、「に0.5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）」を削り、同号に次の表を加える。

項	区 分			金 額
	変更の認定の申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認められたもの	300平方メートル未満のもの	6,400円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	93,800円

		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	117,000円	
		50,000 平方メートル以上のもの	163,400円	
その他のもの	モデル建物法によるもの	300 平方メートル未満のもの	51,200円	
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	64,900円	
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	85,300円	
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	137,500円	
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	179,200円	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	215,200円	
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	252,300円	
		50,000 平方メートル以上のもの	326,500円	
		その他のもの	300 平方メートル未	132,400円

			満のもの	
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	165,700円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	213,600円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	304,500円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	374,900円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	442,900円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	505,200円
			50,000 平方メートル以上のもの	629,700円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が性能向上基準に適合すると認めたもの		3,700円
		その他のもの	誘導仕様基準によるもの 200 平方メートル未満のもの	11,000円
			200 平方メートル以上のもの	11,800円
		誘導基準併用	200 平方メートル未	15,700円

		の 法によるもの	満のもの	
			200 平方メートル以上 のもの	17,200円
		その他のもの	200 平方メートル未 満のもの	20,700円
			200 平方メートル以上 のもの	23,000円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価 機関等が性能向上 基準に適合すると 認めたもの	300 平方メートル未 満のもの	6,400円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	12,600円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未 満のもの	26,900円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未 満のもの	47,400円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未 満のもの	75,500円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未 満のもの	113,900円
			50,000 平方メートル以上 のもの	172,200円
		そ の	誘導仕様基準 によるもの	300 平方メートル未 満のもの
				19,900円

他 の も の	300 平方メートル以 上 2,000 平方メー トル未満のもの	33,800円
	2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの	60,500円
	5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メー トル未満のもの	91,100円
	10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの	166,400円
	25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの	280,900円
	50,000 平方メートル 以上のもの	492,000円
	誘導基準併用 法によるもの	300 平方メートル未 満のもの
300 平方メートル以 上 2,000 平方メー トル未満のもの		50,500円
2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メー トル未満のもの		87,200円
5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メー トル未満のもの		127,000円

		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	243,300円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	423,600円
		50,000 平方メートル以上のもの	766,200円
	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	40,800円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	67,500円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	114,300円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	163,400円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	320,700円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	566,600円
		50,000 平方メートル以上のもの	1,040,700円
4		複合建築物	

用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定の申

	請に係る建築物の部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額
--	--

備考

- 1 「床面積の合計」とは、変更の認定に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 2 第1号の表の備考6及び第4号の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。

第12条の3第11号中「第29条」を「第28条」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「左欄」を「中欄」に改め、同号の表を次のように改める。

項	区 分			金 額
	書面の交付を受けようとする建築物	書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認めたもの	300平方メートル未満のもの	11,300円
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの	19,400円
			1,000平方メートル以	31,400円

		上 2,000 平方メートル 未満のもの	
		2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	93,300円
		5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メート ル未満のもの	147,400円
		10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの	186,100円
		25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの	232,500円
		50,000 平方メートル 以上のもの	325,300円
そ の 他 の も の	モデル建物 の法によるも の	300 平方メートル未満 のもの	101,000円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未 満のもの	128,500円
		1,000 平方メートル以 上 2,000 平方メートル 未満のもの	169,100円
		2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	273,500円
		5,000 平方メートル以	357,000円

	上 10,000 平方メートル未満のもの	
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	428,900円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	503,200円
	50,000 平方メートル以上のもの	651,600円
その他のもの	300 平方メートル未満のもの	263,400円
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	329,900円
	1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	425,800円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	607,600円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	748,300円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	884,400円
	25,000 平方メートル	1,008,900円

			以上 50,000 平方メートル未満のもの	
			50,000 平方メートル以上のもの	1,257,900円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 に該当すると認めたもの		5,900円
		そ の 他 の も の	誘導仕様基準によるもの 200 平方メートル未満のもの	20,600円
			200 平方メートル以上のもの	22,100円
		誘導基準併 用法による もの	200 平方メートル未満のもの	29,900円
			200 平方メートル以上のもの	33,000円
		そ の 他 の も の	200 平方メートル未満のもの	39,900円
			200 平方メートル以上のもの	44,600円
3	共同住宅等	登録住宅性能評価機関等が軽微な 変更 に 該 当 す る と 認 め た も の		
			300 平方メートル未満のもの	11,300円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	23,700円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	52,300円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル	93,300円

		ル未満のもの	
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	149,800円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	226,300円
		50,000 平方メートル以上のもの	343,100円
その他のももの	誘導仕様基準によるもの	300 平方メートル未満のもの	38,400円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,200円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	119,600円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,700円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	331,500円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	560,400円
		50,000 平方メートル以上のもの	982,600円

誘導基準併 用法による もの	300 平方メートル未満 のもの	59,300円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	99,500円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	173,000円
	5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メー トル未満のもの	252,600円
	10,000 平方メートル 以上 25,000 平方メー トル未満のもの	485,400円
	25,000 平方メートル 以上 50,000 平方メー トル未満のもの	845,800円
	50,000 平方メートル 以上のもの	1,530,900円
その他のも の	300 平方メートル未満 のもの	80,200円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	133,500円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	227,100円
	5,000 平方メートル以	325,300円

			上 10,000 平方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	640,100円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,131,900円
			50,000 平方メートル以上のもの	2,080,000円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額

	<p>に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</p>
--	--

備考 第1号の表の備考6及び第4号の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。

第12条の3第12号中「第29条」を「第28条」に、「前号」を「次」に、「左欄」を「中欄」に改め、「に0.5を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）」を削り、同号に次の表を加える。

区 分			金 額
書面の交付を	書面の交付を	書面の交付を受けよう	

項	受けようとする建築物	受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法	とする建築物の床面積の合計	
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更に該当すると認められたもの	300 平方メートル未満のもの	6,400円
			300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	10,400円
			1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	16,400円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	47,400円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	74,400円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	93,800円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	117,000円
			50,000 平方メートル以上のもの	163,400円
		そのモデル建築物の法によるもの	300 平方メートル未満のもの	51,200円

他のもの	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未 満のもの	64,900円
	1,000 平方メートル以 上 2,000 平方メートル 未満のもの	85,300円
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	137,500円
	5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メート ル未満のもの	179,200円
	10,000 平方メートル以 上 25,000 平方メート ル未満のもの	215,200円
	25,000 平方メートル以 上 50,000 平方メート ル未満のもの	252,300円
	50,000 平方メートル以 上のもの	326,500円
	その他のもの	300 平方メートル未満 のもの
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未 満のもの		165,700円
1,000 平方メートル以 上 2,000 平方メートル 未満のもの		213,600円

			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	304,500円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	374,900円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	442,900円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	505,200円
			50,000 平方メートル以上のもの	629,700円
2	一戸建ての住宅	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 に該当すると認めたもの		3,700円
		そ の 他 の も の	誘導仕様基準によるもの 200 平方メートル未満のもの	11,000円
			200 平方メートル以上のもの	11,800円
		誘導基準併 用法による もの	200 平方メートル未満のもの	15,700円
			200 平方メートル以上のもの	17,200円
		その他のも の	200 平方メートル未満のもの	20,700円
			200 平方メートル以上のもの	23,000円

3	共同住宅等	登録住宅性能 評価機関等が 軽微な変更 に該当すると 認めたもの	300 平方メートル未満 のもの	6,400円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	12,600円
			2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	26,900円
			5,000 平方メートル以 上 10,000 平方メー トル未満のもの	47,400円
			10,000平方メートル以 上25,000平方メートル 未満のもの	75,500円
			25,000平方メートル以 上50,000平方メートル 未満のもの	113,900円
			50,000平方メートル以 上のもの	172,200円
			そ の 他 の も の	誘導仕様基 準によるも の
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未 満のもの	33,800円		
	2,000 平方メートル以 上 5,000 平方メートル 未満のもの	60,500円		
	5,000 平方メートル以	91,100円		

	上 10,000 平方メートル未満のもの	
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	166,400円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	280,900円
	50,000 平方メートル以上のもの	492,000円
誘導基準併 用法による もの	300 平方メートル未満のもの	30,400円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	50,500円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	87,200円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	127,000円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	243,300円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	423,600円
	50,000 平方メートル以上	766,200円

			上のもの	
		その他のもの	300 平方メートル未満のもの	40,800円
			300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	67,500円
			2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	114,300円
			5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	163,400円
			10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	320,700円
			25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	566,600円
			50,000 平方メートル以上のもの	1,040,700円
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能

向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして書面の交付を受けようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法の欄及び書面の交付を受けようとする建築物の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に

	定める金額を 加算した額
--	-----------------

備考 第1号の表の備考6及び第4号の表の備考2から備考5までの規定は、この表についても適用する。

第12条の3第13号を削り、同条第14号中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、「又は法第41条第2項」を削り、同号を同条第13号とする。

第12条の3に次の1項を加える。

- 2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市手数料条例（以下「新条例」という。）第12条の2及び第12条の3の規定は、この条例の施行の日以後における新条例第12条の2及び第12条の3に規定する申請又は申出に係る手数料について適用し、同日前におけるこの条例による改正前の寝屋川市手数料条例第12条の2又は第12条の3規定する申請又は申出に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 16 号

寝屋川市立保健福祉センター条例の一部 改正

寝屋川市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立保健福祉センター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立保健福祉センター条例（平成9年寝屋川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（健康診査センター）

第3条の2 センターの分館として、健康診査センターを、大阪府寝屋川市早子町12番16号に置く。

2 健康診査センターにおいては、健康診査その他の事業（センターの事業のうち、市長が指定する事業に限る。）を行う。

第4条中「前条第9号」を「第3条第9号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年5月7日から施行する。

議案第 17 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例第 22 条の 2 の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 18 号

寝屋川市建築基準法施行条例の一部改正

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

寝屋川市建築基準法施行条例（平成 12 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「(当該申請が磁気ディスク等のうち市長の定めるものによるものであるときには、その額から 2,000 円を減算した額)」を削り、同号の表中「33,000 円」を「38,000 円」に、「44,000 円」を「50,000 円」に、「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「60,000 円」を「72,000 円」に、「87,000 円」を「97,000 円」に、「116,000 円」を「130,000 円」に、「275,000 円」を「307,000 円」に、「470,000 円」を「524,000 円」に、「730,000 円」を「814,000 円」に改め、同表備考イ中「面積。」を「面積」に改め、同備考イただし書、同備考イ(ア)及び同備考イ(イ)を削り、同表備考ウ中「面積。」を「面積」に改め、同備考ウただし書を削り、同項第 2 号中「第 18 条第 4 項ただし書」を「第 18 条第 5 項ただし書」に改め、同項第 3 号中「(当該申請が磁気ディスク等のうち市長の定めるものによるものであるときには、その額から 2,000 円を減算した額)」を削り、同号ア中「21,000 円」を「24,000 円」に、「11,000 円」を「13,000 円」に改め、同号イ中「13,000 円」を「15,000 円」に、「9,000 円」を「10,000 円」に改め、同項第 4 号中「(当該申請が磁気ディスク等のうち市長の定めるものによるものであるときには、その額から 2,000 円を減算した額)」を削り、同号ア中「18,000 円」を「21,000 円」に改め、同号イ中「10,000 円」を「12,000 円」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 建築物に関する確認の申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネルギー法」という。）第 11 条第 1 項に規定する要確認特定建築行為である場合であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「建築物省エネルギー法施行規則」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合に限る。）又は計画の通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第 12 条第 2 項に規定する

要通知特定建築行為である場合であって建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)に対する審査 第1号の手数料のほか、建築物ごとに次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区 分		金 額
建築物の用途	床面積の合計	
一戸建ての住宅	200 平方メートル未満のもの	20,600 円
	200 平方メートル以上のもの	22,100 円
共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この条において同じ。）	300 平方メートル未満のもの	38,400 円
	300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	66,200 円
	2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	119,600 円
	5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	180,700 円
	10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	331,500 円
	25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	560,400 円
	50,000 平方メートル以上のもの	982,600 円

備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下「消費性能基準」という。）に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。

第5条第2項及び同項第1号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同号の表中「22,000円」を「25,000円」に、「26,000円」を「29,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「32,000円」を「36,000円」に、「55,000円」を「60,000円」に、「76,000円」を「84,000円」に、「209,000円」を「229,000円」に、「308,000円」を「336,000円」に、「518,000円」を「566,000円」に改め、同項第2号の表中「20,000円」を「22,000円」に、「24,000円」を

「26,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「30,000円」を「33,000円」に、「52,000円」を「57,000円」に、「71,000円」を「78,000円」に、「199,000円」を「218,000円」に、「288,000円」を「315,000円」に、「478,000円」を「523,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に改め、同項第4号中「12,000円」を「14,000円」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 法第7条第1項の規定による申請（当該申請に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為である場合に限る。）又は法第18条第20項の規定による通知（当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為である場合に限る。）に対する完了検査 第1号又は第2号の手数料のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

項	区 分		金 額	
	建築物の用途	床面積の合計		
1	住宅（人の居住の用にのみ供する建築物（共用部分を含む。）以下この表において同じ。）以外の用途のみに供するもの	工場等のみのもの	300平方メートル未満のもの	8,900円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	20,100円
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	29,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	73,600円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	110,700円

		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	138,200 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	171,700 円
		50,000 平方メートル以上のもの	238,600 円
2	その他のもの	300 平方メートル未満のもの	43,100 円
		300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	85,500 円
		1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	113,000 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	183,600 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	239,300 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	287,600 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	338,100 円

		50,000 平方メートル以上のもの	437,700 円
3	一戸建ての住宅	200 平方メートル未満のもの	7,400 円
		200 平方メートル以上のもの	8,200 円
4	共同住宅等	300 平方メートル未満のもの	14,100 円
		300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	25,300 円
		2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	45,300 円
		5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	69,100 円
		10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	127,100 円
		25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	214,800 円
		50,000 平方メートル以上のもの	377,500 円
5	複合建築物(住宅の用途以外に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。)	住宅以外の用途に供する部分を 1 の項の工場等のみの	

		<p>もの又は2の項の その他のものとみ なして床面積の合 計の欄に掲げる区 分に応じ右欄に定 める金額に、住宅 の用途に供する部 分を3の項の一戸 建ての住宅又は4 の項の共同住宅等 とみなして床面積 の合計の欄に掲げ る区分に応じそれ ぞれ右欄に定める 金額を加算した額</p>
--	--	---

備考

- 1 「床面積の合計」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の床面積の合計をいう。
- 2 「建築物の用途」とは、消費性能基準に適合させなければならない建築物の部分の用途をいう。
- 3 「工場等」とは、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するものをいう。

第5条第3項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同項の表中「18,000円」を「20,000円」に、「21,000円」を「23,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「27,000円」を「29,000円」に、「46,000円」を「50,000円」に、「62,000円」を「68,000円」に、「168,000円」を「184,000円」に、「255,000円」を「279,000円」に、「430,000円」を「470,000円」に改め、同条第4項中「(以下「全体計画認定」という。)」を「(同条第3項の認定を含む。)又は法第87条の2第1項の規定による認定(同条第2項において準用する

第 86 条の 8 第 3 項の認定を含む。) (以下これらを「全体計画認定」という。)」に改め、同項第 1 号の表中「33,000 円」を「38,000 円」に、「44,000 円」を「50,000 円」に、「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「60,000 円」を「72,000 円」に、「87,000 円」を「97,000 円」に、「116,000 円」を「130,000 円」に、「275,000 円」を「307,000 円」に、「470,000 円」を「524,000 円」に、「730,000 円」を「814,000 円」に改め、同表備考イ中「第 86 条の 8 第 3 項」の次に「(法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第 2 号中「21,000 円」を「23,000 円」に改める。

別表 1 の項中「第 18 条第 24 項第 1 号」を「第 18 条第 38 項第 1 号」に改め、同表 32 の項中「27,000 円」を「31,000 円」に、「36,000 円」を「40,000 円」に、「500 平方メートル」を「300 平方メートル」に、「49,000 円」を「58,000 円」に、「70,000 円」を「77,000 円」に、「93,000 円」を「104,000 円」に、「220,000 円」を「245,000 円」に、「377,000 円」を「419,000 円」に、「584,000 円」を「651,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市建築基準法施行条例（以下「新条例」という。）第 5 条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後における新条例第 5 条又は別表に規定する申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前におけるこの条例による改正前の寝屋川市建築基準法施行条例第 5 条又は別表に規定する申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 19 号

寝屋川市立ターミナル施設駐車場条例の 制定

寝屋川市立ターミナル施設駐車場条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市立ターミナル施設駐車場条例

(目的及び設置)

第1条 寝屋川市のターミナル施設（京阪電気鉄道京阪本線寝屋川市駅の周辺に所在する、規則で定める分庁舎等及び公の施設をいう。）の来庁者・利用者の利便に資するとともに、その周辺地域における自動車及び自転車の駐車需要に対応するため、大阪府寝屋川市早子町に、寝屋川市立ターミナル施設駐車場（以下「ターミナル施設駐車場」という。）を設置する。

(ターミナル施設駐車場の構成等)

第2条 ターミナル施設駐車場は、自動車駐車場、自転車駐車場、原動機付自転車駐車場及び幼児同乗用自転車駐車場で構成し、これらの所在する場所は、市長が告示で定めるものとする。

(駐車することができる自動車及び自転車)

第3条 ターミナル施設駐車場に駐車することができる自動車及び自転車は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める自動車又は自転車とする。

(1) 自動車駐車場 次に掲げる自動車

ア 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車であって、規則で定める大きさを超えないもの

イ 道路運送車両法施行規則別表第1に規定する小型自動車又は軽自動車であって、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外のもの

(2) 自転車駐車場 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（第4号において「自転車」という。）

(3) 原動機付自転車駐車場 道路運送車両法（昭和26年法律第85号）第2条第3項に規定する原動機付自転車

(4) 幼児同乗用自転車駐車場 幼児用座席を備えている自転車

(供用の休止)

第4条 市長は、ターミナル施設駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、ターミナル施設駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(駐車料金)

第5条 ターミナル施設駐車場を利用する者は、市長の定める方法により、別表に定める額の範囲内において規則で定める額の駐車料金を納付しなければならない。

- 2 市長は、特別の事由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ターミナル施設駐車場における駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車スペースに余裕がないとき。
- (2) ターミナル施設駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (3) 引火性、爆発性その他の危険性を有する物品を積載しているとき。
- (4) ターミナル施設駐車場の施設又はその附属設備を汚損し又は損傷するおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、ターミナル施設駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第7条 ターミナル施設駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車又は自転車の駐車を妨げること。
 - (2) ターミナル施設駐車場の施設若しくはその附属設備又は他の自動車若しくは自転車を汚損し又は損傷するおそれのある行為をすること。
 - (3) 前2号に掲げる行為のほか、ターミナル施設駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 2 市長は、前項各号に掲げる行為をし又はしようとする者に対し、その行為の禁止又はターミナル施設駐車場からの退去を命ずることができる。

(損害賠償等)

第8条 ターミナル施設駐車場の施設又はその附属設備を汚損し又は損傷した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(免責)

第9条 ターミナル施設駐車場における自動車又は自転車の汚損若しくは損傷、盗難等の事故その他第三者の行為によって生じた損害又は不可抗力による損害については、寝屋川市は、その損害を賠償する責任を負わない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、ターミナル施設駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(供用開始)

2 ターミナル施設駐車場は、規則で定める日から供用を開始する。

別表（第5条関係）

自動車駐車場	(1) 午前7時以後午後8時前の時間を起点とする1時間ごとに、1時間につき1,200円として算出した額 (2) 午後8時以後午前7時前の時間を起点とする1時間ごとに、1時間につき300円として算出した額
自転車駐車場 幼児同乗用自転車駐車場	8時間までごとに200円として算出した額
原動機付自転車駐車場	6時間までごとに300円として算出した額

備考

- 1 自転車駐車場、幼児同乗用自転車駐車場又は原動機付自転車駐車場（2において「自転車駐車場等」という。）の利用につき、当該利用以後1時間は、無料とする。
- 2 届出その他の手続、相談等をするため分庁舎等（規則で定める分庁舎等に限る。）に来庁する者又は公の施設（規則で定める公の施設に限る。）を利用する者が、ターミナル施設駐車場を利用する場合には、当該分庁舎等への来庁又は当該公の施設の利用に係る各1時間（自転車駐車場等を利用する場合にあっては、1に規定する1時間に加え、当該分庁舎等への来庁又は当該公の施設の利用に係る各1時間）は、無料とする。
- 3 駐車料金の算出に当たっては、1時間に満たない端数は、これを1時間と

する。

- 4 自動車駐車場及び自転車駐車場の駐車料金は、当該駐車場に入場してから当該駐車場を退場するまでの時間を基に、算出するものとする。

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置 等に関する条例の一部改正

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年寝屋川市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（寝屋川市水道事業ビジョン審議会）

第 5 条の 2 前条第 2 項に定めるほか、法第 14 条の規定に基づき、寝屋川市水道事業ビジョン審議会を置く。

- 2 寝屋川市水道事業ビジョン審議会は、寝屋川市の水道事業ビジョンについての審議に関する事務を担当する。
- 3 寝屋川市水道事業ビジョン審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第1章 関係条例の一部改正（第1条－第9条）

第2章 経過措置（第10条－第12条）

附則

第1章 関係条例の一部改正

（寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第1条 寝屋川市職員の退職手当に関する条例（昭和28年寝屋川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（寝屋川市消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第3条 寝屋川市消防団員退職報償金の支給に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（寝屋川市有功者表彰条例の一部改正）

第4条 寝屋川市有功者表彰条例（昭和59年寝屋川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（寝屋川市消防団条例の一部改正）

第5条 寝屋川市消防団条例（昭和61年寝屋川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(寝屋川市屋外広告物条例の一部改正)

第6条 寝屋川市屋外広告物条例（平成26年寝屋川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第47条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(寝屋川市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例の一部改正)

第7条 寝屋川市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例（平成30年寝屋川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第46条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第47条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第8条 寝屋川市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成30年寝屋川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第18条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第9条 寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年寝屋川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2章 経過措置

(罰則の適用等に関する経過措置)

第10条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、寝屋川市個人情報の保護に関する法律施行条例附則第7項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合においては、有期の懲役（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。次条において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役をいう。）は、その刑と長期を同じくする有期拘禁刑とする。

(寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第11条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次条においてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定に

よる改正後の寝屋川市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第23条第6項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

市 道 の 廃 止

次の市道を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議決を求める。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面对照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 369	宝町10号線	宝町 231番26先から	宝町 231番5先まで
A - 516	木屋町5号線	木屋町 452番5先から	木屋町 455番1先まで
A - 696	池田二丁目9号線	池田二丁目 212番3先から	池田二丁目 213番1先まで
B - 210	境橋5号線	境橋町 129番19先から	境橋町 129番7先まで
D - 525	河北西14号線	河北西町 125番5先から	河北西町 125番17先まで

市 道 の 認 定

次の路線を市道と認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

令和7年2月25日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

図面対照 番 号	路 線 名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
A - 369	宝町10号線	宝町 231番5先から	宝町 231番20先まで
A - 516	木屋町5号線	木屋町 452番5先から	木屋町 450番5先まで
A - 696	池田二丁目9号線	池田二丁目 212番3先から	池田二丁目 213番11先まで
A - 698	田井町21号線	田井町 425番3先から	田井町 425番17先まで
B - 210	境橋5号線	境橋町 129番19先から	境橋町 129番21先まで
B - 343	境橋9号線	境橋町 137番5先から	境橋町 138番11先まで
B - 344	境橋10号線	境橋町 138番11先から	境橋町 137番8先まで

図面対照 番号	路線名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
C - 393	大和元町10号線	大和元町 560番17先から	大和元町 560番14先まで
C - 394	黒原城内13号線	黒原城内町 151番9先から	黒原城内町 151番11先まで
C - 395	黒原城内14号線	黒原城内町 151番25先から	黒原城内町 151番17先まで
D - 525	河北西14号線	河北西町 125番5先から	河北西町 126番14先まで
D - 711	河北西39号線	河北西町 126番7先から	河北西町 126番9先まで
D - 712	河北西40号線	河北西町 145番8先から	河北西町 135番5先まで
D - 713	河北西41号線	河北西町 129番5先から	河北西町 129番17先まで
D - 714	打上南町8号線	打上南町 706番24先から	打上南町 706番16先まで
D - 715	寝屋南二丁目11号線	寝屋南二丁目 3000番先から	寝屋南二丁目 1865番3先まで
D - 716	寝屋南二丁目12号線	寝屋南二丁目 3117番4先から	寝屋南二丁目 3119番先まで
D - 717	明和一丁目13号線	明和一丁目 1402番6先から	明和一丁目 1430番32先まで
D - 718	明和一丁目14号線	明和一丁目 1398番3先から	明和一丁目 1498番先まで
D - 719	太秦元町12号線	太秦元町 121番24先から	太秦元町 121番17先まで
D - 720	太秦元町13号線	太秦元町 555番8先から	太秦元町 555番6先まで

